

宇部市水道局電子契約実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、水道局（以下「局」という。）における電子契約を実施する場合の事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

（1）電子署名

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名であって主務省令で定める基準に適合するものをいう。

（2）電子契約書

電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）をいう。

（3）電子契約

電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。

（4）電子契約サービス

サービス提供事業者（局の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が局及びその契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。

（5）担当者

局の職員のうち、契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。

（6）承認者

局の職員のうち、契約相手方及び担当者が承認した電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認する者をいう。

（電子契約の利用範囲）

第3条 局における契約（複数当事者の合意に基づく協定、確約等、契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

（1）法令等の定めにより書面によるべきとされている契約

（2）その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

2 局は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

（承認者の設置）

第4条 財務課に承認者を置き、財務課長又はあらかじめ財務課長が指名する者をもってこれに充てる。承認者が不在のときは、宇部市水道局事務決裁規程（令和4年水道事業管理規程第7号）の代決の順位の規定を適用する。

（電子契約の運用管理者）

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、財務課長をもってこれに充てる。ただし、市の電子契約システムを使用する場合は、総務部契約監理課長を運用管理者とする。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）電子契約サービスの利用可能な状態を維持し、これを管理すること。

（2）電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的に運用すること。

（3）その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項（アカウント等の取扱い）

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、管財係長に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、管財係長が適正に行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、管財係長が行う。

5 管財係長は、前項のパスワードを所属外の者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意味確認）

第7条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、契約相手方からの電子契約利用申出書（様式第1号）の提出により、当該

契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

2 管理者は、前項の電子契約利用申出書を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、承諾するか否かを決定する。

(変更契約)

第8条 管理者は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合においては、原契約の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(電子契約書の保存)

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(障害時等の対応)

第10条 電子契約サービスの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子契約サービスの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子契約が締結できないと市等が判断したときは、電子契約を中止し、又は紙による契約に変更することができる。

2 前項の規定により紙による契約に変更する場合は、担当者は、契約相手方に対し、電話等の確実な方法で速やかに連絡するものとする。

3 利用者は、電子契約サービスの不正な利用又はその恐れがあると認められる場合若しくは障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

4 運用管理者は、前項による連絡を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(他の定め of 解釈)

第11条 管理者の定める条例、規程、要綱等の規定における契約又は契約書等には、電子契約又は電子契約書を含めて解釈するものとする。ただし、当該規定に別段の定めがある場合又は電子契約若しくは電子契約書を含めて解釈することが当該規定の性質上

適当でない場合は、この限りでない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日以降締結する契約から施行する。